平成２５年（フ）第１１６８号
北海道千歳市高台１丁目６番16号　第10北日本地所ＭＳ202号
債務者　久田　貞治
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７５号
札幌市清田区平岡３条３丁目26番２―505号
債務者　坂本　英佳
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１９５号
札幌市南区川沿８条３丁目２番15号　大マル第二マンション203号
債務者　山本八世子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
北海道紋別市北浜町１丁目９番42号
債務者　石川　智葉
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　旭川地方裁判所紋別支部

平成２５年（フ）第４２号
福島県大沼郡金山町大字玉梨字湯ノ上2512番地、前住所東京都大田区池上３丁目25番６号ハイタウン池上Ｎｏ．３―210
債務者　角田　琢哉
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
群馬県高崎市寺尾町32番地１　ハウスサンモロー103号
債務者　神戸　忠幸
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１３４号
群馬県高崎市乗附町809番地　山田アパート２号
債務者　堀口　輝雄
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１９５号
埼玉県熊谷市出来島86番地
債務者　谷鹿　　忍
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６３号
千葉県山武郡横芝光町宮川1967番地15
債務者　加瀬　貴教
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第８１号
千葉県東金市東金1462番地２　ベルメゾネット202
債務者　三瓶　直美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第８７号
千葉県山武市上横地2425番地１
債務者　鵜澤　秀之
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１７号
静岡県富士市大淵3553番地の１
債務者　稲垣　　淳
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３７号
三重県松阪市大塚町387番地　フォーシーズンM103
債務者　伊藤　　博
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第４６６号
堺市堺区九間町西２丁１番10号
債務者　馬場　寛司
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５００号
大阪府高石市綾園３丁目13番１―1005号
債務者　柳本美由紀（旧姓下野）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５３６号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地の302
債務者　中野　裕子（旧姓西側）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５４２号
堺市中区深井東町3059番地　センチュリーハウス412号、前住所堺市中区伏尾367番地５
債務者　谷　　芳春
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係